

—令和7年度—

東郷町放課後児童クラブ入所案内

種別	放課後児童クラブ	定員	電話番号	学区
公営	北部児童館 放課後児童クラブ	68	0561-38-3531	高嶺小
	西部児童館 放課後児童クラブ	68	052-801-2777	音貝小
	中部児童館 放課後児童クラブ	68	0561-38-6000	東郷小
	東部児童館 放課後児童クラブ	68	0561-38-7100	諸輪小
	南部児童館 放課後児童クラブ	68	0561-38-8200	春木台小
民営	兵庫児童館 放課後児童クラブ	98	0561-37-1973	兵庫小

<必要書類>

- 東郷町放課後児童クラブ入所申込書
- 就労証明書等の証明書類
- 放課後児童クラブ代理送迎届出及び誓約書
- 健康に関する実態調査票
- 放課後児童クラブ入所書類チェック表

申込期間：令和6年 **11** 月 **25** 日（月）～**12** 月 **6** 日（金）

（土・日曜は除く）

午前9時30分～午後7時 ※最終日（12月6日）は午後6時まで

提出先：各児童館

1 放課後児童クラブを利用できる児童（申込要件）

保護者（同一敷地内に居住する70歳未満の祖父母等を含む）が労働等により昼間（学校のある日は、児童の下校時間帯）に家庭にいない、東郷町立小学校に就学している児童

労働等	詳細	必要書類
労働	・保護者が昼間に月60時間以上の労働をしている（就労場所の居宅内外は問わない。ただし、居宅内の場合は、児童と離れて日常の家事以外の仕事（内職を除く。）に従事していること。）	就労証明書
疾病・障がい	・保護者が入院又は通院しており児童の養育が困難である ・保護者に疾病又は心身の障がい（2級又はB判定以上）がある	病気・看護・介護等証明書 又は障害者手帳
看護・介護	・保護者が病気等の家族を日常的に看護又は介護している	病気・看護・介護等証明書
就学	・保護者が就学・技能取得のため月60時間以上の就学をしている	学生証又は在学証明書、時間割

※上表以外でも、児童の健全育成上、町長が特に必要と認める場合、入所できることがあります。

2 開所時間

開所日	開所時間
月曜日～金曜日	下校時刻～午後7時
土曜日	午前8時～午後6時
長期学校休業日（春休み、夏休み、冬休み） 学校振替休業日	午前7時30分～午後7時

▽閉所するとき

- ・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- ・暴風警報、特別警報が東郷町に発令されたとき（原則、学校の対応に準じます。）
- ・台風等により小学校が臨時休校となったとき
- ・その他感染症、災害等により閉館するとき

▽利用できないとき

- ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等により学級閉鎖又は学年閉鎖となったとき（閉鎖された学級・学年の児童のみ）
- ・保護者の仕事が休みのとき

▽注意事項

- ・開所時間は上表のとおりですが、利用できるのは、就労時間に、通勤時間を勘案した最低限必要な時間までとなります。仕事が終わ次第、速やかに迎えに来てください。
- ・土曜日は、中部児童館放課後児童クラブ1か所での合同開所となります。
- ・運動会、学習発表会などの学校行事がある土曜日は、各学区の放課後児童クラブを午後5時まで開所します。（中部は、通常どおり午後6時まで開所します。）

<参考> 児童館の一般来館の開館時間（無料）

曜日	3月～9月（夏期）	10月～2月（冬期）
月曜日～金曜日	午前9時30分～午後5時30分	午前9時30分～午後5時
土曜日	午前9時30分～午後5時	

3 申込区分

申込みは、年間申込みとなります。次の3つの区分のいずれかを選択してください。

なお、区分①及び②は、月単位での利用（例：〇月だけ利用）はできません。

また、年度途中から利用したい方は、当初申込期間（令和6年11月25日～12月6日）に申し込むことはできません。利用を開始したい月の前月の7日までに申し込みください。

区分		利用できる月
①	学校のある日（学校振替休業日含む。）と長期学校休業日の利用（通年利用）	学校のある日（学校振替休業日含む。）、長期学校休業日全てを利用できます。
②	学校のある日（学校振替休業日含む。）のみ利用（長期学校休業日の利用なし）	学校のある日（学校振替休業日含む。）のみ利用できます。
③	長期学校休業日のみ利用（学校のある日の利用なし）	長期学校休業日のみ利用できます。春休み（4月）、夏休み（7・8月）、冬休み（12・1月）、春休み（3月）の休業期間区分から選択してください。

<入所決定後に申込区分を変更したい場合>

・区分①→区分②又は③ ・区分②→区分③	<u>変更はできません。一度退所し、希望する区分で再度お申込みしていただく必要があります。</u>
・区分③→区分①又は②	変更届を、変更希望月の前月7日までに提出してください。 <u>期限を過ぎた場合は、原則、対応できません。</u>
・区分②→区分① ・区分③で、利用する休業期間区分を変更	変更届を、休業期間区分が始まる月の前月7日までに提出してください。 <u>期限を過ぎた場合は、原則、変更の対応はできません。</u> 例) 春休み（4月）のみの利用から夏休み（7・8月）も利用したい場合 → <u>6月7日までに変更届を提出していただく必要があります。</u>

▽注意事項

- ・申込みができるのは、各学区の放課後児童クラブのみです。
- ・区分②又は③から区分①への変更について、定員の空き状況によってはできないことがあります。
- ・当初申込みを取り下げたい場合は、**令和7年3月14日（金）**までに届け出てください。

4 放課後子ども教室（きらきらこども）との重複申込み

次の場合に限り、放課後児童クラブに入所していても、きらきらこどもに申し込むことができます。

なお、きらきらこどもの申込期間は、**令和7年2月3日（月）～2月21日（金）**です。

放課後児童クラブの利用区分	きらきらこどもの申込可否	備考
区分①（通年利用）	×	きらきらこどもの利用（申込み）はできません。
区分②（学校のある日のみ利用）	○	<u>長期学校休業日のみ</u> きらきらこどもを利用できます。
区分③（長期学校休業日のみ利用）	○	<u>学校のある日のみ</u> きらきらこどもを利用できます。

▽注意事項

- ・きらきらこどもは、放課後児童クラブと違い、留守家庭の児童を預かる事業ではなく、児童の放課後の居場所づくりを目的として、様々な体験活動や学習活動を行っている事業です。十分ご理解の上、お申し込みください。
- ・学校の式日（入学式、卒業式、始業式、終業（了）式など）や学校行事日、学校振替休業日、お盆期間（8/9～17（予定））、年末年始（12/27～始業式の前日）は開所しません。その他、学校の行事や施設管理等により休所する場合があります。

きらきらこどもの概要は、こちらの二次元コードからご確認ください。



5 利用料金

利用料金は、口座振替による月額前払い制です。口座振替ができる金融機関は、次の提携金融機関のみとなりますので、口座がない場合は開設していただきますようお願いいたします。

提携金融機関…ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、名古屋銀行、愛知銀行、十六銀行、中京銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、あいち尾東農協

○学校のある日と長期学校休業日の利用（通年利用） 年額 72,000 円

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金額	6,500	5,000	5,000	7,000	9,000	5,000	5,000	5,000	6,500	6,500	5,000	6,500

○学校のある日のみ利用 年額 55,000 円

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金額	5,000	5,000	5,000	5,000	/	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

○長期学校休業日のみ利用 年額 6,500～42,000 円

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金額	6,500	/	/	7,000	9,000	/	/	/	6,500	6,500	/	6,500

※利用料の減免

学校教育法による要保護者又は準要保護者の世帯、生活保護法による被保護世帯、当該年度（令和7年度）の住民税が非課税の世帯は、利用料減免の申請をすることができます。該当する方は、各児童館にご相談ください。

年度ごとの申請となります。年度内に手続を行わないと減免できませんのでご注意ください。

6 入所の決定

申込みの受付終了後、審査を行い、令和7年1月下旬頃に入所決定を行います。

なお、定員を超える申込みがあった場合は、待機となる場合がありますので、ご了承ください。

▽入所基準

「児童の学年」、「家庭状況（ひとり親家庭等）」、「利用区分」、「利用日数」、「保護者の迎え（就労時間）」を基準として入所決定を行います。

▽待機となった場合

定員が空き次第、左記基準により入所のご案内をします（申込順ではなく、優先順位が高い児童からのご案内となります。）。

7 入所説明会

入所が決定した方を対象に入所説明会（令和7年3月予定）を各児童館で開催します。

日程等の詳細は、入所決定の際にお知らせします。

8 退所手続

退所するときは、利用している児童館に「退所届（所定様式）」を提出する必要があります。

退所届の提出期限は、退所を希望する月の7日まで（7日が日曜・祝日の場合は、その前開館日まで）です。（例：11月末退所を希望する場合、11月7日までに提出）

提出が7日を過ぎた場合、翌月末での退所となるため、翌月分の利用料が発生しますのでご注意ください。ただし、1ページの「1 放課後児童クラブを利用できる児童（申込要件）」の要件を満たさなくなった場合は、その時点で退所していただく必要があります。例えば、7日を過ぎてから今月末での退職が決定した等の場合は、速やかに各児童館にご相談ください。

9 その他注意事項

① 利用できないとき

- ア 利用対象の児童でなくなったとき
- イ 申込内容に偽り等があったとき
- ウ 利用料金が未納のとき
- エ 集団生活が困難なとき（発達、素行等が気になる方は要相談）
- オ その他町長が不相当と認めたとき

② 届出が必要なとき

- ア 退所するとき
- イ 家族の状況、住所、連絡先、就労先、就労時間等に変更があるとき
- ウ 児童の写真、氏名等を町ホームページや広報紙、町公式 SNS、児童館ブログ、児童館発行物（お便り、掲示物等）に掲載することを望まないとき

③ 連絡が必要なとき

- ア 放課後児童クラブを休むとき
- イ 急な事情によりお迎えが保護者以外になるとき
- ウ お迎えが申込時間を過ぎることが予想される時

④ その他

- ア 万一、児童がケガをした際の補償として、児童安全共済制度（一般財団法人児童健全育成推進財団）に加入しています。なお、保障は、保険給付の範囲内となります。
- イ 施設や備品等を破損したときは、原則、保護者の実費負担となります。

10 よくある質問

Q1：どの曜日でも利用できますか？

A1：保護者の就労等により保護者が家庭にいない日のみ利用することができます（保護者のうちどなたかが仕事が休みの日は利用できません。）。

Q2：新1年生でも入学前の4月1日から利用できますか？

A2：4月1日から利用できます。

Q3：リモートワークの場合でも児童クラブを利用できますか？

A3：利用できます。就労証明書の備考欄に「リモートワーク有」等の記載をお願いします。

Q4：保育園の入園申込みで提出した就労証明書を児童クラブでも使用できますか？

A4：8月以降の就労実績（見込）が明記されているものであれば、コピーでも可です。

Q5：2社以上掛け持ちで就労している場合は、全ての会社の就労証明書が必要ですか？

A5：全ての就労証明書が必要です。

Q6：就労証明書が申込期限までに間に合わない場合、一部の書類のみで申込みできますか？

A6：一部の書類のみでは受付できません。必ず期限までに全ての書類を揃えて提出してください。

Q7：児童クラブに登録していたら、利用がなくても利用料は発生しますか？

A7：発生します（退所する場合は、提出期限が決まっていますので、ご注意ください。）。

Q8：保護者が学校行事等に参加するときに児童クラブを利用することはできますか？

A8：原則、入所要件以外での利用はできませんが、例外として、学校行事や保育園行事等に限り最低限必要な時間のみ利用することができます。詳しくは各児童館にご相談ください。



東 郷 町

<担当部署>

東郷町こども未来部子育て応援課児童係

電話：0561-56-0736（直通） メール：tgo-kosodat@town.aichi-togo.lg.jp